

霧島市条例第 39 号
令和元年 12 月 27 日

霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市営プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営プールの設置及び管理に関する条例(平成17年霧島市条例第127号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分			基本使用料			
			国分総合プ ール	横川温水プ ール	隼人温水プ ール	隼人健康温 水プール
専 用 使用	屋内プー ール	全面(1時間 につき)	4,940円	4,320円	4,320円	4,320円
		一部(1コース 1時間につき)	830円	620円	620円	—
	屋外プー ール(50mプ ール)	全面(1時間 につき)	9,880円	—	—	—
		一部(1コース 1時間につき)	1,240円	—	—	—
個 人 使用	一般	1回につき	420円	310円	310円	310円
		回数券12枚つ ぶり	4,200円	3,100円	3,100円	3,100円
	高齢者(6 5歳以上)	1回につき	210円	160円	160円	160円
		回数券12枚つ ぶり	2,100円	1,600円	1,600円	1,600円

	児童生徒	1回につき	210円	160円	160円	160円
		回数券12枚つ ぶり	2,100円	1,600円	1,600円	1,600円
未就学児		無料 (保護者の同伴を必要とし、当該保護者は有料とする。)				
ふれあい温泉センター			210円	—		

」を

「

区分			基本使用料			
			国分総合プ ール	横川温水プ ール	隼人温水プ ール	隼人健康温 水プール
専 用 使 用	屋内プ ール	全面（1時間 につき）	5,160円	4,620円	4,620円	4,620円
		一部（1コース 1時間につき）	860円	660円	660円	—
	屋外プ ール（50m プール）	全面（1時間 につき）	10,320円	—	—	—
		一部（1コース 1時間につき）	1,290円	—	—	—
個 人 使 用	一般	1回につき	430円	330円	330円	330円
		回数券12枚つ ぶり	4,300円	3,300円	3,300円	3,300円
	高齢者（6 5歳以上）	1回につき	220円	170円	170円	170円
		回数券12枚つ ぶり	2,200円	1,700円	1,700円	1,700円
	児童生徒	1回につき	220円	170円	170円	170円
		回数券12枚つ ぶり	2,200円	1,700円	1,700円	1,700円
未就学児		無料 (保護者の同伴を必要とし、当該保護者は有料とする。)				
ふれあい温泉センター			210円	—		

」に

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。